

第281回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第281回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成25年9月24日（火）17:24～19:53

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）等の審議

- 名古屋国税局管内の施設の管理・運營業務（財務省）
- 大阪国税局管内の施設の管理・運營業務（財務省）
- 中小企業大学校における企業及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務並びに施設の運営等業務（（独）中小企業基盤整備機構）
 - ・26年度以降の民間競争入札に関する考え方について
 - ・実施要項（案）について
- 防衛省硫黄島及び防衛大学校の調理作業等委託業務（防衛省）

2. その他

<出席者>

（委員）

稲生主査、石村専門委員、古笛専門委員、清水専門委員

（名古屋国税局）

総務部会計課 小谷課長、新實課長補佐、成田係長

（大阪国税局）

総務部会計課 河田課長、松川課長補佐、寺澤係長

（（独）中小企業基盤整備機構）

経営基盤支援部 岩木部長、大森審議役、伊藤審議役

経営基盤支援部大学校運営支援室 山中室長

総務部 村松次長

（防衛省）

経理装備局艦船武器課需品室 内藤室長

海上幕僚監部衣糧班 宮重班長
防衛大学校管理施設課 横枕課長

(事務局)

後藤参事官、金子参事官

○稲生主査 ただいまから「第281回入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、「名古屋国税局管内の施設の管理・運營業務」、「大阪国税局管内の施設の管理・運營業務」、独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業大学校における企業及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務並びに施設の運営等業務」、「防衛省硫黄島及び防衛大学校の調理作業等委託業務」の実施要項（案）等についての審議を行います。

初めに、「名古屋国税局管内の施設の管理・運營業務」の実施要項（案）につきまして審議を行います。

本日は、名古屋国税局総務部会計課小谷課長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと存じます。説明は15分程度でお願いいたします。

○小谷課長 名古屋国税局会計課長の小谷でございます。本日は、当局の実施要項（案）の説明につきまして、このような審議の席を設けていただきまして、まことにありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の「民間競争入札実施要項（案）」に沿って、名古屋国税局が管理します庁舎における施設管理・運營業務の内容について説明させていただきます。

1 ページをごらんください。本業務の対象施設は、1 ページの1.1の（1）のイのとおり、当局が管理する管内（岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）の単独庁舎49施設となります。

対象施設の詳細は、17ページから18ページに記載してございます別紙1-1「施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表」をごらんいただけますでしょうか。ここに対象施設として、名古屋国税局の職員が入所する名古屋国税総合庁舎、名古屋第二国税総合庁舎、名古屋国税局静岡分庁舎及び名古屋国税局東分庁舎、並びに岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県に所在する40の税務署、その他集中管理簿書庫5カ所の合計49でございます。

また、AからDまでの地域、これは県単位でございますが、区分してございまして、区分Aは岐阜県下でございます6税務署と集中管理簿書庫1カ所。区分Bは、静岡県下にある12税務署と静岡分庁舎及び集中管理簿書庫1カ所。区分Cは、愛知県下でございます15税務署、名古屋国税総合庁舎、名古屋第二国税総合庁舎及び名古屋国税局東分庁舎、それから集中管理簿書庫1カ所でございます。区分Dは、三重県下でございます7税務署と集中簿書庫2カ所を対象としてございます。

お手元に管轄区域図を提供させていただきました。これをごらんになるとおわかりになりますが、当局の管内というのは、静岡から三重県まで横に長く広がっておりまして、移動距離や交通手段といった考慮すべき地理的特殊性があるということ。また、各施設の業務内容及び入札における競争性の確保等を総合勘案いたしまして、今、御説明させていただいた地域ごとの全4区分に分けて、それぞれの区分にて業務を一括して入札を実施することとしております。

続きまして、本業務の対象となっている業務の内容につきましては、1 ページから2 ページに掲げてあるとおり、1.1の（3）のイ 建築設備管理業務の①から次のページの⑰ば

い煙濃度測定までの17業務。それから、ロ 清掃業務の①庁舎清掃から③植木等剪定までの3業務。それから、ハ 執務環境測定及びニ 庁舎警備業務の22業務となっております。なお、全体としては22業務となっておりますが、対象施設の多くを占めております税務署に限って言えば、庁舎の規模及び各設備の設置状況等により異なりますけれども、概ね8つから9つの業務が対象業務となっております。

個々の業務の内容につきましては、国土交通省監修の「建築保全業務共通仕様書」及び別添1から12の従来の実施方法のとおりでございます。

次に、管理・運營業務全般に係る業務につきましては、2ページの1.1.1のとおり、業務の円滑な実施に向けた当局との連携の必要性から、(3)統轄管理責任者を置くこととしております。なお、統轄管理責任者に資格を求めますと受注者が限定されることも考えられますので、資格の有無は問わないことといたしました。

次に、達成すべき質の設定につきましては、3ページの1.2 サービスの質の設定に記載のとおり、1.2.1 管理・運營業務の質から、4ページの1.2.6 その他の特記事項まで6項目を定めています。

まず、1.2.1 管理・運營業務の質の包括的に達成すべき質につきましては、1年ごとに職員数名に対しまして、別紙2で定めております施設アンケートというものを実施するなど、質の管理をしていきたいと考えております。また、別紙2のアンケート用紙につきましては、21ページから22ページに掲載してございます。

次、1.2.2 各業務において確保すべき水準につきましては、別添1から12の従来の実施方法を参照することとしておりますが、求める水準は、昨年度の実績・結果を最低限の水準と考えております。また、本業務を充実したものとするよう、民間事業者の創意工夫を反映したものを企画書において提案を受けることとしておまして、(2)に示しました従来の実施方法に対する改善提案とか、(3)コスト削減に関する提案を行うようにしております。

続きまして、5ページの2. 実施期間に関する事項でございます。実施期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間としております。

次に、3. 入札参加資格に関する事項についてでございますが、当業務における予定価格に対応する等級は、役務の提供等のA等級に格付けされた者になりますが、より競争性を高めるためにB等級に格付けされた者の参加も認めることとし、また(8)で、複数の事業者で構成されるグループで参加することもできることとしております。

次に、6ページ、4. 入札に参加する者の募集に関する事項でございますが、入札までのスケジュールといたしましては、官報公告を12月中旬ごろにいたしまして、入札説明会、入札に関する質疑応答を経て、入札書類の提出期限を平成26年1月下旬頃、開札を2月中旬頃と考えております。なお、本業務は対象施設が多いことから、4の(1)のハに示してございます現場説明会の実施は予定しておりません。そのかわり、別紙1-1の「施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表」で構造階室、延床面積等を表示し、別紙1-2「庁

舎の改修等履歴一覧表」で改修年度を表示、また別添1から12の「従来の実施方法」におきまして設備明細等を公表することとしております。

次に、7ページの5. 落札者を決定するための評価の基準及び決定方法に関する事項でございますが、落札者を決定するための評価は、提出されました企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるかどうかで、まず基礎点を付与しまして、また提案された内容が効果的なものであるかどうかで加算点を加算し、その合計点を入札価格で除算した総合評価点で落札者を決定するというもので、除算方式による総合評価方式によりまして落札者を決定することとしております。

総合評価方式を採用する理由といたしましては、当局の施設は、職員のみならず、数多くの納税者が来署するということから、より質の高い公共サービスの実施を求めて、民間事業者のノウハウや創意工夫を加味したところで落札者を決定する必要があるからでございます。また、提供される業務の質ばかりではなくて、低廉な価格で提供されることも重視する必要があります。業務の品質と価格のバランスが重要であることから、価格当たりの品質が重要視される除算方式を採用いたしました。

次に、9ページの6. 対象公共サービスの実施状況に関する情報の開示に関する事項でございますが、27ページから36ページの別紙4-1～4-3において、平成23年度から25年度の委託費等、参考となる3年間の実績額を記載しております。また、各年度における増減理由につきましては、注記事項及び脚注に記載させていただいております。

次に、7. 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項でございますが、民間事業者の使用できる施設として、(1)のイで、機械室等、本業務の遂行に必要な施設すべてとしております。

また、(2)のイからニにおきまして、使用制限等について規定しております。

次に、10ページの8. 公共サービス実施民間事業者が、国に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、契約により民間事業者が構すべき措置に関する事項でございますが、こちらでは8.1 報告についてから12ページの8.7まで7項目を規定してございまして、8.1の(1)で事業計画書の作成と提出、8.4で秘密の保持、8.5で個人情報の取り扱い、最後、8.7で契約に基づき落札事業者が構すべき措置等について規定しております。

次に、15ページの9. 公共サービス実施民間事業者が第三者に損害を加えた場合における民間事業者が負うべき責任に関する事項でございますが、公共サービス実施民間事業者が故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合の対応について規定しております。

次に、10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項でございますが、本業務の実施事項につきましては、平成28年3月末日時点における状況を調査することとしてございまして、方法としましては、先ほど説明しました職員から提出された別紙2の施設アンケートの結果や、管理等の不備による事故の発生状況などを踏まえまし

て評価を行おうと考えております。

最後に、11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項でございますが、対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告、民間事業者の責務、会計検査への協力等につきまして規定しております。

以上、簡単ではございますが、概略の説明とさせていただきます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御質問、御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

私から幾つかあるのですけれども、現場説明会なのですけれども、先ほど対象地域が非常に多いということがありまして、それにかわる資料を充実させることで御対応いただくと聞いております。もし1つの現場だけでもいいので見せてくださいといった視察要望があった場合には、御対応いただくことも検討なさるとい話も聞いているのですが、理解として、それでよろしいのでしょうか。

○新實課長補佐 今の御質問に回答させていただきます。課長補佐の新實と申します。よろしく願いいたします。

御審議いただいている内容については、今おっしゃられたとおりで、現状では先ほど課長の方から説明させていただいたとおり、対象施設が多数であり、かつ対象地域が広範囲に所在しておりますので、それを勘案したことと、数多くの納税者が来署する施設であることから、現場説明会がなかなか難しい状況であると考えております。これまでの入札でも現場説明会を実施したことはございませんが、新規事業者も入札参加している状況でございます。また、仕様書で詳細な設備一覧及び図面を記載しているため、現場説明会をしないことが、新規事業の入札参加の弊害にはならないと考えております。

なお、ここには添付しておりませんが、清掃等の業務について、各庁舎の各フロアの図面を色づけするなどして、内容をわかりやすく丁寧に説明していきたいと思っております。その内容を確認していただいた上で、どうしてもこういうところを見させていただきたいという話があれば、その部分については見ていただかないと質の確保という面からも重要かなと思っておりますので、できる限りの範囲で見ていただこうかなとは考えております。

以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございました。

それから、やや細かいところなのですが、要項（案）の31ページの情報開示なのですが、注記事項のなお書きで、庁舎警備事業について金額の増加ということで書かれているのですけれども、仕様書に現場責任者の従事時間を明記したことで従事時間が増加したということなのですが、これは警備業務、特に庁舎関係は非常に重要な場所ということで、通常の今までの実績よりも、業者さんの感覚からすると長目の業務時間ということでお宅様からお願いした結果、増えたという理解をすればよろしいのでしょうか。

つまり、普通のオフィスの警備と違って重要なところであるということで、ややきっち

りと警備してくださいといった御要望が国税局さんの中にあって、わざわざ仕様に書き込んだということで理解してよろしいのでしょうか。ちょっと表現が難しいのですけれどもね。

○小谷課長 ここのところは、実は今回の市場化テストの導入が早くから予定されておりまして、名古屋局における総合庁舎の警備が主でございますけれども、その警備関係を洗い直していく中で、どうしても十分でない部分が見えてまいりましたので、そういった面で、実は平成25年度につきましては改めたことによって、価格が少し上昇したということでございます。ですから、今後、求めていこうとする標準を求めた結果、より質の高い警備を求めたことによって増加したということでございます。

○稲生主査 特に民間さんの警備の仕方が甘くて、何か事件が起こったということではないわけですね。わかりました。

このほか、委員の皆様からいかがでしょうか。何か御質問があればと思いますけれども、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○稲生主査 それでは、名古屋国税局管内の施設の管理・運營業務の実施要項(案)についての審議は、これまでとさせていただきたいと思います。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特段修正すべき点の指摘はなかったかと思ったのですが、今後、パブリックコメントに移っていくことでよろしいでしょうか。

○稲生主査 はい。

それでは、本実施要項(案)につきましては、今後実施される予定の今、お話がありました意見募集の結果を後日、入札監理小委員会で確認した上で議とする方向で調整を進めたいと存じます。

名古屋国税局におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項(案)に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事柄がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(名古屋国税局退室、大阪国税局入室)

○稲生主査 続きまして、「大阪国税局管内の施設の管理・運營業務」の実施要項(案)につきまして審議を行いたいと思います。

本日は、大阪国税局総務部会計課、河田課長に御出席いただいておりますので、実施要項(案)の内容につきまして御説明をお願いしたいと思います。説明は15分程度でお願いいたします。

○河田課長 大阪国税局の会計課長をしております河田でございます。どうぞよろしくお
願い申し上げます。

まず、私の方から、大阪国税局が管理する庁舎における施設管理・運營業務の概要につ
きまして説明させていただいた後、詳細につきましては当課課長補佐の松川の方から説明
させていただきます。

まず、従来、施設管理・運營業務につきましては、それぞれ業務ごとに民間委託を行っ
ていたところでございますけれども、より良質かつ低廉な公共サービスを実現するため、
今回、これらの業務を包括的に民間委託することとしております。

対象施設は、大阪国税局が管理しております滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
及び和歌山県の2府4県に所在いたします76カ所の税務署、及び大阪国税局事務管理課の
施設でございます。

対象業務につきましては、庁舎の維持管理に必要な建築設備管理業務、各施設の良好な
環境衛生を維持するための庁舎清掃業務、環境衛生管理業務、及び、これは大阪国税局事
務管理課でございますけれども、南税務署敷地内、安全管理のための庁舎警備業務を対象
としております。

入札区分、それから契約期間、落札者の決定方法につきましては、ただいま申し上げま
した対象業務を包括した上で、地域性及び仕様内容等を考慮いたしまして、7つの区分を
いたしまして、26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間として入札を行うことを
予定しております。なお、落札者の決定につきましては、総合評価落札方式、除算方式に
より決定する予定としております。

それでは、詳細につきまして当課の課長補佐の松川の方から説明させていただきます。
○松川課長補佐 大阪国税局会計課課長補佐の松川でございます。よろしくお願
いいたします。

それでは、お手元の資料B-2①「民間競争入札実施要項（案）」に沿いまして、大阪
国税局が管理する庁舎における施設管理・運營業務の内容につきまして具体的に説明させ
ていただきます。民間競争入札実施要項（案）につきましては、競争の導入による公共サ
ービスの改革に関する法律に基づき作成しております。

それでは、まず1ページをごらんください。本業務の施設対象につきましては、先ほど
課長からも御説明いたしました、1の（1）イ（イ）に掲げておりますとおり、大阪国
税局管内の滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の2府4県に所在する76税務署と、南
税務署内に存在します大阪国税局事務管理課の施設等になります。

対象施設の詳細につきましては、18ページから19ページ、別紙1「施設所在地及び対象
業務一覧表」に掲載しております。

次に、本業務の対象業務について御説明いたします。1ページに戻っていただきまして、
ハの業務の対象と業務内容をごらんください。対象業務につきましては、（イ）建築設備
管理業務のA 自家用電気工作物保安管理から、H 南税務署電気機械設備等保守点検及

び総合点検までの8業務、それから(ロ)清掃業務、(ハ)環境衛生管理業務で、次のページになりますが、A 室内環境測定からF ねずみ・昆虫等の防除までの6業務。それに、(ニ)庁舎警備業務まで、細かく分けると16業務となっております。

なお、(イ)の建築設備管理業務のAからEまでの5つの業務につきましては、市場化テストの導入に先駆けまして、今年度、つまり平成25年度、地域による区分分けをした上で一括して契約を行っております。

次に、2ページの(2)管理・運営業務全般に係る業務にありますとおり、各業務を円滑に遂行するため、統括管理責任者を選任させ、当局と連携を図り、円滑な管理・運営業務を実施させることとしております。

(3)から(6)までの個々の業務内容につきましては、国土交通省監修の「建築保全業務共通仕様書」及び資料B-2の②「従来の実施方法」のとおりとなっております。

それでは、3ページ、(7)サービスの質の設定につきましてですが、(イ)管理・運営業務の質から(へ)業務改善策の提出まで6項目を定めております。

まず、(イ)管理・運営業務の質の包括的に達成すべき質につきましては、年に1回、対象施設の職員を対象に、20ページから21ページに掲載しております別紙2「施設アンケート」を実施するなど、質の管理をしていきたいと考えております。

4ページに戻っていただきまして、(ロ)各業務において確保すべき水準ですが、別添の「従来の実施方法」で開示しております現行の内容を維持すべき水準としております。その上で、民間事業者の創意工夫を反映して、対象業務の質、効率性の向上、コスト削減等の提案を行っていただくようにしております。

次に、5ページの2 実施期間に関する事項でございますが、業務の履行期間は、先ほど課長からも御説明させていただきましたとおり、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3カ年としております。

次に、3 入札参加資格に関する事項をごらんください。参加資格につきましては、(4)に記載しておりますとおり、全省庁統一の競争参加資格において、役務の提供等のA又はB等級に格付けされた者としております。当該業務の契約予定金額に対応する競争参加資格はA等級に格付けされた者ですが、より競争性を高めるため、B等級に格付けされた者の参加も認めることといたしまして、また(7)で複数の事業者で構成される入札参加グループでの参加も可としております。

次に、スケジュールにつきまして、6ページの4 入札に参加する者の募集に関する事項をごらんください。まず、入札までのスケジュールとしましては、平成25年12月中旬に官報公告、12月下旬に入札説明会を実施する予定としております。なお、対象施設が多ことから、現場説明会の実施は予定しておりません。そのかわり、別添の「従来の実施方法」におきまして、構造階数や延床面積、各施設の仕様詳細等を公表することとしております。開札、落札候補者の決定につきましては、平成26年3月上旬ごろから業務引き継ぎができますように、平成26年2月中旬ごろ決定を予定しております。

入札区分につきましては、(2) 入札実施手続のイ 入札単位に掲げておりますが、今回、経年度で行った建築設備管理業務と同様の区分であります、府県ごとの6区分と南税務署の計7区分としております。南税務署を別区分としておりますのは、国税庁事務管理センターのバックアップセンターが設置されておまして、その関係で空調の機械設備や電気設備、それから警備体制が他の税務署と大きく異なっておりまして、他の税務署とは異なる業務が生じるためでございます。

ちょっと具体的に申し上げますと、申しわけございませんが、1ページに戻っていただけますでしょうか。対象公共サービスの詳細な内容のハの(イ)のG 大阪国税局事務管理課空調機械設備等保守点検及び総合点検、H 南税務署電気機械設備等保守点検及び総合点検、それと2ページの(ニ)庁舎警備業務が南税務署のみの業務となります。

次に、落札者につきましては、9ページの(2)落札者決定に当たっての評価方法に掲載しておりますとおり、本業務の最低必要な履行内容、つまり従来の実施方法の内容を要求水準とする必須項目審査により基礎点を付与し、これに業務の質の向上に関する提案内容に基づく加点項目審査、これによる加算点を加算しまして、その合計点を入札価格で除算した総合評価点で決定する除算方式による総合評価落札方式により決定することといたしております。

これは、職員のみならず、多数の納税者が来署します当局の施設におきましては、民間企業のノウハウや創意工夫によって、より質の高い公共サービスの実施、それとコスト削減を求める必要がある一方、低廉な価格で提供されることも重視する必要がありますので、価格当たりの品質が重視される除算方式を採用したものでございます。

次に、10ページの6 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項につきましては、29ページ、別紙4-1(A)から41ページにわたり、過去3年間の契約実績を掲載しております。

戻っていただきまして、同じく10ページの7 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項ですが、受託者の使用できる施設といたしましては、(1)のイで管理・運営業務に関する必要な設備全て。それから、ロで清掃員控室等、ハその他当局と協議し認められた業務の遂行に必要な施設等を挙げさせていただいております。その上で、(2)でイからニにおきまして使用制限等を規定しております。

次に、11ページ、8 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービス等を実施するに当たり、国等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他対象行政サービスの適正かつ確実な実施の確保のために必要な事項ですけれども、こちらにつきましては、(1)報告についてから13ページの(7)契約に基づき受託者が構すべき措置まで7項目を規定してございまして、(1)のイで業務計画書の作成と提出、12ページの(4)で秘密の保持、(5)で個人情報の取り扱い、それから(7)におきまして、契約に基づき受託者が構すべき措置等について規定しております。

次に、16ページの9 公共サービス実施民間事業者が第三者に損害を加えた場合、民間

事業者が負うべき責任に関する事項でございますが、公共サービス実施民間事業者が故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合の対応について規定しております。

10 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項でございますが、本業務の実施状況につきましては、平成28年3月末時点における状況を調査することとしておりまして、方法といたしましては、先ほど説明いたしました職員から提出された別紙2の施設アンケートの結果や、管理等の不備による事故の発生状況などを踏まえて評価を行おうと考えております。

最後に、11 その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項ですが、対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告、受託者の責務、会計検査への協力等について規定しております。

以上、簡単ではございますが、概略の説明とさせていただきます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、今、御説明いただきました実施要項（案）について、御質問や御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

では、私の方からちょっと確認事項がございまして、まず現場説明会でございますけれども、要項（案）の6ページで、先ほど御説明いただきましたように、対象地点が非常に多いといった理由で実施はしないと。ただ、情報提供という形で対応したいということでございますけれども、仮に特定の場所でどうしても現場を見ておきたいという御要望が応募される方から寄せられた場合には、何らかの対応をとることになるのでしょうか。

○松川課長補佐 御説明させていただきます。先ほども御説明しましたとおり、非常に対象機関が多いことと、多数の納税者が来署するということもありまして、現場説明会は今、実施しないとなっておりますけれども、特定の部分ということで複数の業者の方から話があった場合は、施設を署の方とも調整してということになるのですけれども、検討していきたいと考えております。

○稲生主査 わかりました。ありがとうございます。

それから、ちょっと細かいところで恐縮でございますが、要項（案）の手元の資料で39ページ、別紙4-1の参考資料をお開きいただきまして、それから、お伺いしたいのが、29ページの従来の実施状況に関する情報の開示、別紙4-1の（A）という資料です。まず、29ページでございますが、2行目からです。「平成25年度は、『建物設備保守点検業務』に保守契約を集約したことにより、統括管理業務が追加となっている」ということで、意味するところがわかりにくいので御説明いただければと思うのです。

保守契約を集約するというのが、例えば39ページの滋賀県のデータで区分Aを見ると、平成23、24年度はバーになっていまして、建物の保守点検業務はなかった。これが平成25年度になって保守点検業務が追加されて、かつ29ページによると統括管理業務というものが追加されてという読み方でいいのでしょうか。つまり、繰り返しますと、点検業務が追

加されて、かつ点検業務から消防の保守・点検までの業務全体を統括する業務が加わった。その結果、平成25年度は例えば区分Aで言えば790万から820万円という形で増えてきたという理解で読むべきなのか。あるいは、集約ということがまた違うことを意味しているのかということなのですけれども、この点、お聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

○寺澤係長 会計課の係長をしています寺澤と申します。よろしく申し上げます。

こちらは39ページを見ていただきたいのですけれども、建物設備保守点検業務の下の家用電気工作物保安管理から下の5業務を、24年度までは別々でそれぞれ契約しておりました。25年度に市場化に先駆けまして、5つの業務を一括して契約を行いました。一括して契約を行うことにより、それを取りまとめるための総括管理業務というものを1つ加えたことによって金額が増えた次第でございます。

○稲生主査 そうすると、建物設備保守点検は入っていないのかな。ただ、平成25年度は入っているわけですね。

○寺澤係長 平成25年度は、この5つの業務をまとめて建物設備保守点検業務という名称で契約を行っています。Cの大阪府のところを見ていただければわかりやすいかと思うのですけれどもね。表記をまとめてやってしまいましたので。

○稲生主査 誤解を生じる可能性もあるので、ちょっと工夫ができるといいなということだけなのです。私たち、どうしても素人でぱっと見でわからないものですから、できれば何か工夫の余地があるのであれば、この辺をわかりやすくしていただくと、積算していただくときにより役に立つのではないかと思います。

○寺澤係長 わかりました。

○稲生主査 このほか、御説明に対して何か御指摘はありますでしょうか。

それでは、大阪国税局管内の施設管理・運營業務の実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきますと思います。

済みません、1点だけお聞かせ願いたいのですけれども、今まで競争性が働いていたかどうかということなのですけれども、例えば平成25年度、一括化して御発注されて、複数の業者さん、あるいは業者グループが応募してきたという理解でよろしいのでしょうか。もしよければ、具体的な応募数を御開示いただければと思うのですが。

○寺澤係長 当初、これを一括で契約したときに、複数の業者に対して仕様がこういうふうになります。そういった状態で参加できますかと声がけしたときには、1つの区分について4から5者参加いただけるという情報はあったのですけれども、実際、公告したときには、これは政府調達にならなかつたので公告期間が短いというものがあまして、業者の方が準備ができないということもありました。実際には一者応札のところもありましたし、4者応札があったところもあります。ちなみに京都と和歌山が1者で、大阪と兵庫は4者、そのほかは2者に参加いただきました。

○稲生主査 わかりました。そういう観点からすると、今回のスケジュール、6ページで

ございますけれども、入札説明会がことしの12月下旬を予定なさっていて、最終的な書類の提出の期限が1月下旬、つまり1カ月ですね。この1カ月の間の準備期間というのが、25年度の経験を踏まえて長目にしたという理解でよろしいのでしょうか。

○寺澤係長 25年度分は、営業日で12日しかとれておりませんでした。

○稲生主査 2週間ですね。それが1カ月になった。

○寺澤係長 はい。もちろん、公告自体は12月中旬にしておりますので、政府調達案件になりますので、公告期間は50日とることになります。あと、入札説明会は12月下旬になりますが、こういう案件が出てから50日間は猶予があるという期間を設けております。

○稲生主査 官報公告のときには、この実施要項（案）の中身といったものが全て開示されていくことになるのでしょうか。

○寺澤係長 そうです。

○稲生主査 なるほど。では、実質は50日もあるということですね。わかりました。

では、私からの質問は以上でございます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 修正点の確認ですけれども、9ページ、41ページの記載をちょっとわかりやすくしてほしいということでよろしかったでしょうか。

○稲生主査 結構です。あるいは、29ページですね。組み合わせて読みやすいようにしていただければと思います。もちろん微調整でいいと思いますけれども、お願いします。

○事務局 そちらにつきまして、確認・修正できましたら皆さんにお送りいたします。

○稲生主査 よろしくお願いします。

それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日、入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと存じます。

大阪国税局におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

本日はどうもありがとうございました。

（大阪国税局退室、中小企業基盤整備機構入室）

○稲生主査 続きまして、独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業大学校における企業及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務並びに施設の運営等業務」の実施要項（案）に先立ちまして、「中小企業大学校の26年度以降の民間競争入札に関する考え方」につきまして審議を行いたいと存じます。

本日は、独立行政法人中小企業基盤整備機構経営基盤支援部、岩木部長、大森審議役に御出席いただいておりますので、御説明をお願いしたいと思います。説明は10分程度でよろしくをお願いいたします。

○岩木部長 中小機構の岩木でございます。どうぞよろしく申し上げます。

最初に、中小機構では、研修内容の見直しを行うということで、後ほど別添資料C-2で詳細を御説明させていただきますけれども、26年度の民間競争入札から、研修の重点化に伴いまして、これまで民間競争入札では民間事業者に委託していた期間の短い研修、企業研修のうち、特に短期の研修と言っているものでございますけれども、これの企画と募集について機構が自ら実施するというところで考えてございます。こういった方針で変更するというところでございます。

それで、これにつきましては、先立って6月の事業評価の際に、研修カリキュラムの作成が講師任せになっている等々のモニタリングの結果を踏まえまして、今後の民間競争入札の実施に当たっては、課題解決に向けた仕様の見直し等を検討する必要があるとして、機構における業務全般にわたる評価に係る調査において評価して、研修の質の維持・向上を目指して、講師との調整体制、研修カリキュラムの作成、さらには新規受講企業の開拓方法について見直す必要があるという監理委員会の御評価をいただいているところでございます。他方で、こういった評価の詳細について、委員の先生方につきましては十分に意が伝わらなかったということで、今回、お時間を頂戴しまして御説明させていただくものでございます。

したがいまして、本日の審議では、基本方針を踏まえた実施要項（案）が議題になっておりますけれども、これに先立ちまして、大変恐縮ながら時間を頂戴しまして、改めて御説明させていただきたいと思っております。

それでは、早速でございますけれども、資料C-2で御説明させていただきたいと思っております。

最初に、1. 25年度までの民間競争入札の経緯について、ここは整理させていただいております。御承知のとおり、(1)、いわゆる中小企業大学校における企業研修でございますけれども、①業務内容に書いてございますように、企業研修のうち短期研修について、企画を含めて、運営を市場化しているということでございます。さらに、施設の運営管理業務について、先行して旭川校、直方校は平成21年4月からということで、順次9校で展開しているところでございます。これについては、企業研修の短期について、さらには施設の運営業務について市場化しているところでございます。

(2)で、企業研修のうち長期と称されるものでございますけれども、この事業内容に書いてございます3つの研修。具体的には、経営管理者研修、経営後継者研修及び工場管理者研修の企業向けの長期の研修と、中小企業の支援担当者向けの研修について、企画・募集を除いて運営の部分について、この4月から市場化を実施しているところでございます。その下に21年度からの各研修の経緯の表を整理してございますけれども、これを後ほど御説明します。例えば企業向け研修のうち、長期の研修、中小企業の支援担当者研修について、21年度から22年度については民間委託をやっていた。ところが、23年度から機構直営に戻したという経緯がございます。

より具体的には、1ページめくっていただきまして2ページ目でございますけれども、民間の研修の範囲がいろいろとでこぼこしているわけでございますけれども、最初に①、21年度から先行して旭川・直方校において企業向け研修業務全てを民間事業者へ委託したところでございます。表の先ほど申し上げたところでございます。

これにつきましては、②に書いていますように、第31回施設・研修等分科会において、長期研修及び政策要請に基づく研修については、企画・募集・運営を機構自らが実施ということで、以降の7校で導入する際は、企業向けの短期研修に限定することが適当ということでございます。

その具体的な理由でございますけれども、1つ目が経営管理者研修等の長期の研修でございますけれども、この要因を3つ掲げさせていただいております。例えば実施コストが非常に高い。加えて募集困難で定員割れとなる可能性が高い等々、民間事業者において非常に赤字リスクがあるという判断がある。2つ目でございますけれども、旭川・直方校において、経営管理者等の長期の企業研修は、実際運営するに当たって難しさがある。3つ目でございますけれども、民間事業者へ我々が経営管理者研修の実施のノウハウ等々を期待しておったわけでございますけれども、これがなかなか難しいといった要因で、企業向けの長期の研修については機構に戻したということでございます。

加えて、政策要請については、これはある意味政策の実施に直結するものですから、民間に創意工夫の自由度がなかなか無いということで、これらについては機構で実施ということになってございます。

したがって、23年度以降の7校については、企業向け研修のうち長期の研修及び政策要請を除いたところについて、企業向けの短期研修について民間事業者へ委託したという経緯がございます。

それで、③、今年の4月から企業向けの長期の研修につきまして、さらには中小企業支援担当者の研修につきましては、市場化を進めるべきところはなるべく進めていこうということで、研修の企画・募集は機構でやる。他方で、実施については民間にお任せしようといった仕切りで、今年度、企業向けの長期研修及び支援担当者研修の運営について、市場化をお願いしたという経緯がございます。

それで、3ページ目、26年度以降の民間競争入札における考え方でございます。要点をまとめますと、3点ございます。

1点目が、今後、中小企業政策における人材育成事業を行うに当たって、予算の制約がある中で効果的な研修をする必要があるということで、国と連携をとりながら検討してきたということでございます。具体的には、特にここに「真に必要な研修」と書かせていただいておりますけれども、特に企業向け研修については、経営者や管理者の経営層を重点的に研修を実施してございます。加えて、いわゆる座学中心のものではなくて、研修内容に掲げさせていただいていますように、企業経営に不可欠な経営計画や財務、生産管理等々の知識を活用できる。

それで、研修手法で書かせていただいていますように、こういった事例や各企業の自社課題を解決できるような演習等ゼミナール中心に実践的にやっていこうというところで、研修を位置づけてございます。加えまして、中小企業の支援担当者についても、これは従前からやっているわけでございますけれども、ますますもって中小企業の経営課題はなかなか複雑、多岐にわたるところを重点的に支援能力向上を図っていく必要があるということで、重点化して研修する必要があるのではないかと。

加えまして、②で、研修は単に金太郎飴のように実施するだけでは事足りない。中小企業政策における人材育成事業というのは、研修の前後における経営課題について一気通貫で経営支援を行っていく必要があるのではないかと。研修単品商品から経営支援の一環としての人材育成支援というものを政策として行っていくことが重要ではないかということでございます。

こういったことを踏まえて、まさに中小企業を取り巻く現下のいろいろな課題は、日々刻々と変化しているわけでございますけれども、こういったところにアンテナを高くして、政策展開として研修を位置づけて実施する必要があるのではないかとという整理でございます。

それで、4ページ目でございますけれども、これまでの民間競争入札の評価についてということで、この6月の内閣府の評価でございます。ちょっと繰り返しになりますけれども、再度ポイントだけ掲げさせていただいております。この表にございますように、要求水準値自体は、民間競争入札導入前と導入後では、全体マクロの数字でございますけれども、ある意味よく見えるところでございます。他方で、この数字の裏については、後ほど御説明させていただきますけれども、例えば研修回数が増えたといっても、定員充足率についてはどうか、定員未達コース割合についてはどうか等々の要因があるかと思っております。

それで、この6月の評価においては、ここに書かせていただいていますように、②、要求水準値については、各校ばらつきはあるのですけれども、概ねその設定が達成されている。それで、しかしながらというところでございますけれども、ここが我々としては説明が尽きていなかったのではないかと若干の反省があるわけでございます。

モニタリングをすると、代表的に2つ挙げていますけれども、1つ目が、研修カリキュラム作成がやや講師に丸投げになっているのではないかと。例えば受講生の属性に応じた研修の内容の調整というのは、あつてしかるべきだと思っているのですけれども、そういった講師との事前調整というのが十分に行き渡っていなかったのではないかと懸念。

2つ目でございますけれども、募集活動がやや十分でなかった。これは中小企業政策ですから、新規の中小企業者にどんどん受けていただくことが政策展開においても非常に大事なところなのでございますけれども、新規の受講企業の割合がやや落ちてきた。これは、後ほど数字を掲げさせていただきます。

こういったところから、一番最後の後段でございますけれども、我々としては、業務全般にわたる評価調査では、中長期的には研修の品質の低下や受講者数の減少につながる懸

念があるのではないか。したがって、今後の民間競争入札の実施に当たっては、これらの課題解決に向けた仕様の見直し等を検討する必要があるのではないかと考えています。

それで、今後の民間競争入札を実施する上では、こうした点を踏まえて、しっかりと仕様の見直しをする必要があるとして、我々も評価したわけでございますし、監理委員会等においても御評価いただいているということでございます。

5 ページ目で、我々がやや言い尽くせなかったと、お時間を今回頂戴しているところでございますけれども、特にこういった点について懸念があると考えてございます。

1 点目でございますけれども、先ほど言いましたように、新規企業の割合が少なくなっている。下の表にございますように、機構が実施したときは30%弱といったところが、今回、市場化の民間事業者をお願いしているところは20%弱と、新規企業の割合の低下が顕在化しているところでございます。

2 目目でございますけれども、研修日数の構成比がやや短くなっている。研修日数が長ければいいというものでもないのですけれども、1 日コースや、必要に応じて実施して効果的な研修はあるわけでございますけれども、先ほど言いましたように、中小企業者の経営者層に対する自社課題解決のためには、一定期間は必要ではないかといったところがあり得るわけでございますけれども、平均すると1 回当たりの研修日数が3.3日が2.9日という状況になってございます。

それと、(ウ) 定員充足率、定員未達の研修の割合が多いということで、これも数字を書かせていただいていますように、定員充足率は、機構実施が114%のところ、市場化は93%強。それと、未達研修の割合につきましても、市場化の場合は57%と、この辺が質の問題に直結するとはなかなか言えないのですけれども、そういった懸念が非常にあり得るのではないかと考えております。

それと、6 ページ目で講師の主な意見。例えばテーマ設定は一応機構が求めているものができているけれども、実際の中身のつくり込みに関しては講師への依存度が高いのではないかと。こういった状況が見られる。

それと、(オ) 受託者の事業実施期間における収支状況でございます。これは、ここにも書かせていただいていますけれども、研修委託費の単価ベースでは、確かに従来からは減少しているということでございますけれども、これは先ほど言いましたように、研修コースが非常に多くなっているということで、国の予算も限られた中で工夫しているわけでございますけれども、今後はやみくもに研修回数だけをふやすことは抑制的にする必要が我々としてもあると考えますと、研修回数の抑制や定員充足のための募集強化という2つのテーマについて、民間事業者にはある意味リスクを負わせることになるのではないかと考えてられます。

それで、受託者の収支状況については、6 校で利益が発生する一方で、23年度は4 校、24年度は2 校で損失が発生している。各校でこぼこはあるのですけれども、こういった状

況でございます。

それと、(カ) モニタリングでの受託者からの意見についても伺ってございます。この点については、特に募集に苦戦しているということございまして、民間事業者はいろいろなついでアプローチしているのですけれども、経営者層についてはなかなか難しいということで、ややもすれば一般従業員も研修の対象にしてほしいという意見も出てきてございます。ただし、これは政策的に大学校研修事業のフォーカスは、あくまでも企業研修は経営者層中心にやっていこうということございまして、そこはなかなかお応えできないのです。

それで、受託者からの意見として、ここに5点ほど挙げさせていただいています。例えば、受講生の参加意識も高いけれども、実際に研修を提供することは大変である。3つ目でございますけれども、結果だけを求めるとこういう意見になるのかなと思うわけでございますけれども、募集を考慮すると、受講者が集まりやすい分野の研修をより手厚く実施したい。こういったところは、実際に研修実施の際はわからなくはないのですけれども、政策的に実施する観点は、我々としてはなかなか了解できないということでございます。

こういったことを踏まえまして、我々は市場化において、②でございますけれども、当初、民間の独自のネットワーク等々を活用してうまくできるのかなという期待はあったわけでございますけれども、結果として、今後の中小企業政策、人材育成事業における予算の制約や研修回数の抑制等々を考えると、収支を含めて受託者のリスクは高まることになるのではないかとございまして。

したがって、雑駁ではありますが、先ほど御説明した中で、中長期的に研修の質や受講者数を、しっかりと新規企業を含めて確保するといった中小企業政策を研修分野から実施するためには、従来の仕様は見直させていただきたい。短期の企業研修においても、これは中小企業政策の一端を担う。それで、金太郎飴のような研修だけではなくて、時々刻々と変わる中小企業者の経営課題に対応する研修を提供するためには、企画・募集については機構が自ら実施することが適当ではないかとございまして。

それで、(3) で民間競争入札における考え方ということで、26年度からは①、②に書かせていただいていますように、民間企業の短期研修について、企画・募集は機構自ら実施すべき。したがって、長期の民間企業の研修、3コースでございますけれども、企画・募集は機構実施で、運営は民間にお願いする。さらには、中小企業担当者研修についても同様でございますけれども、この辺をセットで運営を民間事業者にお願いすることが適当ではないかとございまして。

それで、③で、こういったことを実施するに当たって、民間委託している業務を機構が実施することになるわけで、今回の官民競争入札実施要項において、以下の取り扱いを明記させていただきたいと考えてございます。抽出的に書かせていただいておりますけれども、実施状況に関する評価の実施時期の①業務全般にわたる評価において、機構は、事業年度開始前に対象公共サービスの自らの達成状況を定めて公表する。それで、事業年度ご

とに当該達成水準の検証を行わせていただく。

同時に、民間事業者研修企画等を委託した時の状況とも比較する。加えまして、業務フロー・コスト分析の手法を活用した上で、詳細な分析を行うということで、次回の競争入札において再度民間委託を拡大すべきか、または官民競争入札とするかを含めて、監理委員会に御報告させていただければと考えてございます。

非常に雑駁でございますけれども、以上でございます。よろしく申し上げます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました中小企業大学の26年度以降の民間競争入札に関する考え方につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。お願いします。

○清水専門委員 幾つかお聞きしたいのですけれども、中小企業の経営に携わる人の人材育成というのは、今、部長が言われたことはよく理解できるし、物すごく重要な業務だと思うのですけれども、民間で受けていた時には、なぜそういう問題が、今、機構がやらなきゃならないと受け取るような問題の解決を民間ではできないと考えるのですか。

○岩木部長 これは、数字で我々が懸念している、例えば新規受講企業者数が少なくなっているとか、いろいろな懸念があるのですけれども、それらをちょっと置いておいて、今後ぜひ我々がという思いは、大学校研修事業については、言葉がちょっと滑るかもわからないのですけれども、金太郎飴のようなものを定期的に提供するということでは、昨今の中小企業を取り巻く状況や経営環境が厳しい折に、政策的な対応はできないのではないかと。したがって、研修事業の前後における中小企業支援のツールをセットして、これは提供すべきではないかといったところが1点目でございます。

それは、過去、民間事業者がやっていることを踏まえたことから、やや飛んでしまうかもわからないのですけれども、今後の中小企業政策、人材育成事業を考えるに当たって、その点もぜひ委員の先生方に御理解賜りたいと思っています。

○清水専門委員 研修事業であっても、経営に携わるような人材を育成することになると、講師として来る人には相当なノウハウを持たれている人が必要だと思うのです。そうすると、民間ではまずそういう人が調達できるのかどうかというところの問題が1つあるのではないかと思います。

もう一つは、研修の事業というのは継続して、先ほど部長の方は時代に合ったというか、経営課題を解決するとおっしゃいましたけれども、そのとおりだと私も思います。それで、研修事業の中でノウハウを蓄積していかなければ、いい人材の育成はなかなかできないのではないかとと思うので、その辺のところも機構がこういう企画業務等を受け持たなきゃならない大きな理由になるのかなと思って聞いているのですけれども、そういうことでいいのですか。

○岩木部長 そうだと思います。ありがとうございます。

○稲生主査 よろしいですか。

この他いかがでしょうか。

○石村専門委員 清水委員が聞かれた中で、資料C-2の4ページ目に「しかしながら」ということで、特に先ほどからおっしゃられている新規企業の割合が、民間競争入札前に比較すると減少傾向にあるということを強調されているみたいなのですが、逆に機構としては、どういうことをすれば新規企業。機構が請け負えば、こういうことを具体的に増加に転じることができると考えていらっしゃるのか。というのは、一般的には少子化の影響もあって開業率が低下しているのです、新規企業の割合は落ちざるを得ないのではないかなと思うのです。逆に、こういう方法で増加させる方法があれば、具体的に教えていただけないでしょうか。

○岩木部長 これは、御指摘のようになかなか難しいと思います。一方で、中小企業政策、人材育成事業だけではないのですけれども、420万の中小企業者、小規模事業者がいるとすれば、全国津々浦々、提供の機会を与えるというのが、国及び我々独法中小機構のミッションだと思っています。そのために、先ほど言いましたように、人材育成、研修事業のみならず、支援メニューもいろいろなセクションで実施しているわけですが、いろいろなツールを使って複合的に機会の提供を行っていくといったところで、そこは我々としても重層的に対応できるのではないかなと。

今まででしたら、人材育成事業についてぜひというDM等々、場合によっては人が出場で説明する機会があるわけですが、例えば専門家派遣事業や他の事業とセットで、いろいろな機会を使いながら複合的にアナウンスしていくといったところも考えられるのではないかなと思っています。

○伊藤審議役 今の新規企業ということなのですが、私どもの場合、この新規企業については、新たに会社を起こす企業というよりも、今まで大学校を利用されていなかった既存の企業をどんどん掘り起こしていきたいという意味での新規企業ということで使っております。

それで、その募集につきましては、どうしても各大学校、9カ所、設置県がございまして、例えば東北でしたら仙台でございまして、宮城県は比較的募集も集めやすいし、コストをかけないで募集促進活動もできる。ただ、青森や秋田になりますと、募集コスト、移動費もかかります。東北6県を対象にしている大学校の共通ミッションとして、万遍なく各県の企業に受講していただくということもございまして、私ども、企画・募集という業務を戻した場合に、仙台であれば東北地域本部がございまして。

そちらの本部の事業と連携して、青森や秋田の企業にも募集のてこ入れを実施して、今まで学校を利用していなかった企業にも、できるだけ新たにどんどん来ていただく機会をたくさんつくりたいという趣旨、そういった対応をとりたいと機構としては考えております。

○石村専門委員 つまり、既存の会社に対してアプローチが足りなかったから、新規企業として来ていないのではないかなというふうなお答えに、ちょっと聞こえたのですけれども、

世間一般的には少子化・高齢化の波で廃業する率が高くなってきて、逆にリスクが高いので開業しないのではないかという傾向なのではすけれども、それに関しては、今のところは何か対策というか、考えていらっしやらないということなのですか。

○伊藤審議役 そうした対応につきましては、第2創業あるいは新たに事業を起こすビジネスモデルを研修の中で提供していきたいと考えております。そうした中でも、単に第2創業のプランを研修の中で作り込んでも、具体的にそれをどうビジネスに結びつけていくのか、新規事業をどう定着させていくのかという観点から、先ほど岩木が申し上げました、専門家継続派遣や販路開拓支援といった私どもの他の支援ツールにつないで、ミックスしてそういう事業の実現性を高めてフォローアップしていくという形で、新規の事業あるいは第2創業といったところまでしていきたいということで、単なる研修だけの商品ではなくて、付加価値をつけたやり方をとっていきたいという趣旨でございます。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○稲生主査 よろしいですか。

○石村専門委員 ええ。

○稲生主査 済みません、同じ質問で、そうすると、民間に受託いただいて、研修の内容を考えたり、募集を任せた場合には、研修ということだけで民間が一般の中小企業の皆様に広報活動をして、なかなか集まらない。

では、今までどうやって機構が高い定員充足率を誇っていたかということ、実は抱き合わせる的に他の事業、他の部門の協力を得て組み合わせて、研修と例えば派遣事業等、そうすると魅力を感じて、研修もやってみようかなというおかげで定員充足率が高く、かつ政策的にもある程度意味がある。もちろん、これは今までもやっていたはずですので、そういった研修を行うことに成功してきたのだという結論であると考えておけばよろしいのでしょうか。ちょっと意地悪な言い方で申しわけないのですが、抱き合わせという言葉は余りいい言葉じゃないです。

○岩木部長 主査の御指摘は外れていないと思います。ただし、これは若干語弊があればお許しいただきたいのですが、民間事業者の募集については、コスト面等々いろいろな要因があって、DMを打つこと等、いろいろされていると思うのですが、他方でこういう中小企業者を取り巻く環境が厳しい折、この研修だと効果的だということ、例えば経営者や派遣する側の人理解しないと、DMを打つだけだとなかなか派遣しづらい。そういったコミュニケーションのところ、機構が実施する方がやや行き届いている可能性があるのではないかと思います。

○稲生主査 それは、逆にどうして機構だとコミュニケーションが届くことになるのでしょうか。それがさっき言った、他の派遣事業等、さまざまな接触機会があるので、機構の場合には研修の趣旨も正しく伝わるのだという理解でよろしいのでしょうか。

○岩木部長 例えば当該企業における人材育成で、どういったところが足りないかというところまで手が届いて、場合によっては会話ができていくのかなと。それは、おっしゃる

ように、いろいろなメニューを含めて総合的に考えてというところはあると思います。

○稲生主査 なぜそのことをくどくど申し上げているかという、先ほどいみじくも御説明いただきましたけれども、最後の8ページの(3)の③、機構の方で実施いただく場合に3つ方針があるという話がありました。特に、業務フロー・コスト分析というものがあリまして、結局接触回数をふやすということは、ある意味コストがかかる話になるわけですね。ですから、ぜひその辺も踏まえて総合的な評価を我々にもお話いただきたいなと思います。

我々も、別に機構がやってはいけないとか、全部民間がやるべきとか、そういうことはもう申し上げるつもりはありません。今までの説明も十分合理性があると考えております。そうは言いながらも金の話になってくると思いますので、ぜひコストの話はきっちりと把握いただいて、より高度な研修を引き続き実施いただければうれしいなと思っております。

この他、先生方、何か。よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、中小企業大学の26年度以降の民間競争入札に関する考え方についての審議は、これまでとさせていただきますと思います。

事務局から何か確認すべき事柄はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、委員の先生方におかれましては、本件に関する監理委員会への報告につきましては、私に御一任いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、本件に関しては、今後、私の方で調整を進めさせていただきたいと存じます。

○稲生主査 続きまして、同業務の実施要項(案)につきまして審議を行いたいと存じます。

それでは、引き続きまして、中小企業基盤整備機構より御説明をお願いしたいと思います。説明は10分程度でお願いいたします。

○大森審議役 それでは、私、中小機構の大森から御説明をさせていただきます。資料としては、C-4が実施要項の本編でございます。ただ、こちらはボリュームが大きいので、資料C-5、実施要項案のポイントを中心に御説明させていただきたいと思います。

まず、1ページ目でございますが、枠で囲ってございます1ポツ、これは今ほど御説明させていただいたように、研修企画と受講者募集の業務につきましては委託対象外とする。すなわち、機構が直営でやらせていただくということ1点目です。

2つ目として、事業実施期間でございますが、私ども、中小機構の中期計画期間が平成26年度から30年度の5事業年度でございます。基本的にはこれに合わせるわけでございますが、今回は委託期間として3事業年度を設定しております。その後、次の次の時には2事業年度で中期計画の実施期間に合わせるということでございます。なぜかということでございますが、私どもの予算が厳しい折、例えば施設業務等の仕様を3年後に見直すこと

によって、コストのさらなる削減等が図れるのではないかとということで、5年間で2つに割ったということでございます。

それから、3番目といたしまして、これも先ほどの説明にありましたように、中小企業大、全9校でございますが、そのうち東京校につきましては今回の実施要項案からは外させていただきます。これは、東京校の事業実施場所が現在のところ、まだどこでやるか決まっていない。現在ある場所で実施するか、その他の場所に移ってやるか、その中間という案がいろいろ考えられておるのですが、現在決まっておりませんので、研修の規模が決まらない。さらに、施設の維持管理業務が何と何があるか決まらないということがございまして、東京校は今回の実施要項からは外させていただきます。

なお、閣議決定された基本方針の別表でも、東京校は26年度以降の事業実施場所が確定後、平成26年度までに入札公告し、落札者による事業を実施するということになってございます。

次に、2ページの(1)、(2)は、今、御説明させていただいた内容とダブりますので省略させていただいて、3ページ、(3)要求水準の設定でございます。これらの中身につきましては、資料C-3にも表が載っておりますが、2ページ目でございます。サービスの質の設定として、過去21年度からは、研修部門については8項目、施設維持管理については4項目の要求水準を設定しております。25年度に開始した長期研修と支援担当者研修につきましては、研修のみですので、要求水準として4項目を設定させていただきました。

では、26年度以降どうなるかということでございますけれども、研修部門については記載の4項目、施設維持管理につきましても記載の4項目を要求水準として設定する予定でございます。このうち施設維持管理の4つ目、確実性の確保(研修業務)というのは、従来、研修の中断回数という名称で呼んでいたものですが、施設維持管理業務の方の要求水準に同様な指標があるため、単に名称を統一しただけでございます。内容的には変わらないとお考えいただければと思います。

その下の施設管理運営業務の要求水準でございますが、変更した点が2つございます。1つ目が①の研修室等の有効利用日数でございます。こちらの方は、従来、開校日率という数字を要求水準として設定しておったのですが、この開校日率というのは年間に使える日のうち、教室を何日使ったかという率を指標としておりました。今回は、研修企画を中小機構が直営で実施することを考えておりますので、研修の回数や規模等につきましては中小機構が決めることとなります。したがって、民間事業者が開校日率という数字をコントロールすることはできなくなるために、施設の有効利用ということで教室を外部の方々に有料でお貸しする日数を指標とさせていただきます。

施設維持管理の2つ目でございますけれども、快適性の確保です。こちらにつきましては、従来、目標値を80%という数字で設定させていただいておりましたが、ほとんどの大、中、小で90%を超えている現状がございますので、設定値を5ポイントアップさせていただ

きまして、85%という設定をさせていただいております。

サービスの質に関しては、以上でございます。

また、資料C-5に戻っていただきまして、5ページ、契約の方法でございます。これは従来と同じでございますけれども、1つの大学校で研修と施設維持管理をセットにした1つの契約とさせていただきたいと思っております。

それから、委託費につきましては、3年間の総価によりまして決定するという形をとらせていただきます。なお、委託費に変動が生じる場合、100分の5を超える場合には、機構と民間事業者さん双方で協議いたしまして変更できる形にしたいと考えております。

次に、5番目の減額措置につきましては、資料C-3の3ページに記載がございます。21年度から開始したのものには、記載の3つの項目が要求水準に満たない場合には減額措置とさせていただいております。25年度からスタートした長期研修及び支援担当者研修については、1項目、研修の中断回数ということで設定させていただいております。26年度以降につきましては、研修部門では、現実性の確保というものの1つで、要求水準に満たない場合には減額措置を講ずる。それから、施設維持管理につきましては、同じような指標で現実性の確保。この項目について減額措置を講ずる予定にしております。

その下に記載がございますけれども、減額措置は、21年度からスタートした時には、年間支払額の100分の5ということで、一番下に1カ月分の100分の60相当と記載しておりますけれども、過去、このような数字で減額措置を講ずることができる形にしております。25年度からスタートした分につきましては、1カ月分の100分の15相当になっておりましたが、26年度以降につきましては、1カ月分の100分の10という形で、従来よりはかなり減らしている形にしております。

これは、今回、研修業務が企画・募集を除くことになりましたので、民間事業者の創意工夫の生かせる範囲が従来より減ったということがありまして、研修部門では従来より比率を減らしている。

もう一つ、施設維持管理部門については、従来、減額措置の対象項目を設定しておらなかったのですが、相対的に施設維持管理の業務が大きくなったということがありまして、施設維持管理の部門についても減額措置の項目を設定させていただいたということでございます。

その次に、あちこちで申しわけございません。資料C-5の6ページの(6)収益事業及び収入主体ですけれども、こちらも従来と変わってございません。受講料収入は機構の収入となる。それ以外の収入としては、寮費、宿泊費でございますけれども、寮費や食堂の売り上げ、それから外部に教室を貸した時の使用料といったものがございますけれども、これらにつきましては民間事業者の収入になるということでございます。

次に、7ページ、2. 評価委員会の設置でございます。機構内に外部の専門家からなる評価委員会を設置しまして、意見を求めながら進めることを考えております。これは従来どおりでございます。

次に、3番目、落札者の決定等でございますけれども、これらにつきましては大きな変更点がございまして、従来は企画内容に関する評価につきましては相対評価という形でやらせていただいていたのですが、今回、絶対評価という形に変更させていただいております。この変更の理由の主なものとしては、従来は民間競争入札で一者応札の場合に、相対評価ということもありまして、内容の良し悪しにかかわらず、評価点が満点になってしまいました。これが問題として考える1つ。

もう一つは、前回のこの委員会で御指摘いただきましたように、従来経費より増加した、ないしは余り変わらない大学校があったのですけれども、その理由として、評価点に大きな差があったので、価格点で逆転が難しいというケースが生じております。もともと私も中小機構としては、企画点で大きな差をつけるという意図で相対評価を採用したわけでございますけれども、差が大きくなり過ぎたのではないかという反省もございまして、また他機関でもほとんどが絶対評価で評価しているということをお聞きしましたので、次回は絶対評価という形に変更させていただきたいと考えております。

なお、評価点は5段階で評価いたしまして、審査項目の配点ごとに倍数を掛ける。20点であれば4倍、30点であれば6倍するという形で点数をつけていこうと考えております。

次に、8ページ目、(2)企画内容に関する審査項目でございます。細かい内容は、同じ資料の別紙という形で、主に裏の方でございますが、審査項目をつけさせていただいております。従来より項目を細分化させていただきまして、審査内容等の配点と関係性をわかりやすく変更させていただいております。これが1点と。

もう一点は、従来は研修業務におきまして、中小企業者や中小企業支援担当者を対象とした研修の実績というものを非常に重視してきておりました。今回は、これらの研修の対象の限定を外すとともに、従来よりも過去の実績の配点を低くさせていただいております。

さらに、10ページの落札者の決定方法でございますが、これはほぼ従来と同じように企画点を200点満点、価格点を100点満点で、配点自体は相変わらず企画点の方を重視した配点にさせていただこうと考えております。

4. 民間事業者が使用できる大学校の施設・設備は、従来どおりでございまして、民間事業者は大学校の施設を無償で使用するすることができます。ただし、機構が本委託以外で使用する場合がありますので、中小機構と調整する必要があることを明記させていただいております。

次に、5. 民間事業者が機構に報告すべき事項でございますが、業務を適正・確実に実施してもらうためにモニタリングを実施させていただくということでございます。

それから、ペーパーの最後でございますけれども、評価につきましては、先ほど岩木の方から御説明させていただいたように、私も自ら達成水準の定めを公表いたしまして、事業年度ごとにその検証や、民間事業者の場合との比較をしたり、業務フロー・コスト分析の手法等を用いて詳細な分析をして、次回、どのような委託にするかというのを改めて報告させていただくということを記載させていただいております。

それから、資料C-5にはちょっと書いてございませんが、前回、6月4日の時にも御説明させていただきましたが、入札参加者の増加につきましては、現在2つの委託業務をやっておりますが、これを1つにすることによりまして研修業務の効率化が図れる。さらに、研修業務の企画・募集を機構直営でやり、民間事業者には運営だけということがございますので、従来に比較すれば実績・ノウハウ等がそれほど必要でなくなるのではないかということから、対象者が広がるのではないかということをご期待しております。

さらに、研修・運営のみでございますので、業務量やリスクがある程度想定できて、民間事業者が参加しやすくなるのではないかと私どもとしては期待しております。

雑駁ですが、以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、今、御説明いただきました実施要項（案）につきまして、御質問や御意見のある委員は御発言をどうぞよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

基本的には、サービスの質の設定や減額措置の設定につきましても、今回、事業のやり方を変えるということですので、それに従った変更が適切に行われているのではないかと考えています。

それで、1点、相対評価から次回、絶対評価に変えるということで、それ自体は結構かな、そういう考え方もあるかなと思って聞いておったのですけれども、ちょっと言葉じりを捉える感じになるかもしれませんが、要項（案）の8ページ目、評価点がございます。それで、5点から1点まで各項目ごとに評価点がございまして、言葉の問題として「優れる」という言葉は、実は他との比較じゃなくても使えるのですが、「劣っている」という言葉は比較する場合に使う言葉でありますので、すみません、日本語はお任せしますけれども、「内容に難がある」とか、何かうまい言葉があればそちらの方がいいかなというのが1点。

それから、企画内容が劣っているにもかかわらず、絶対評価ですから思い切り零点にしてもいいのではないかと素人は考えるのですが、劣っているにもかかわらず、あえて点数を上げる必要はないのではないかと思いますので、またこれも御検討いただいて、要は、よくなければ、正直言って点を上げる必要はないというのが絶対評価だと思いますので、これは語感としても、また点数の配分としても一応御検討いただいた方がいいのかなと思って聞いておりました。

やや細かい指摘で大変恐縮ですけれども、この他、先生方、いかがでございますか。よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○稲生主査 それでは、時間となりましたので、中小企業大学校における企業及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務並びに施設の運営等業務の実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございます。

○事務局 ただいま御指摘いただいた点を整理いたしまして、パブリックコメントに移らせていただきたいと思いますと考えております。

○稲生主査 はい。

それでは、本実施要項（案）につきましては、今、お話がありましたけれども、今後実施される予定の意見募集の結果を後日、入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと存じます。

中小企業基盤整備機構におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討をお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事柄や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

本日はどうもありがとうございました。

（中小企業基盤整備機構退室、防衛省入室）

○稲生主査 続きまして、「防衛省硫黄島及び防衛大学校の調理作業等委託業務」の実施要項（案）につきまして審議を行いたいと思います。

本日は、防衛省経理装備局艦船武器課内藤室長、海上幕僚監部宮重班長、防衛大学校横枕課長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等につきまして御説明をお願いしたいと思います。説明は20分程度でお願いいたします。

○内藤室長 防衛省艦船武器課の需品室長の内藤と申します。本日はよろしくお願いたします。

本日御審議いただきます海上自衛隊硫黄島及び防衛大学校における調理作業業務に係る民間競争入札については、平成24年7月の公共サービス改革基本方針において対象事業とされ、平成26年4月から事業を実施することとされたものです。なお、この両方について、部外委託については、硫黄島については平成3年度から、防衛大学校においては昭和45年より実施しており、現在、一般競争入札により契約相手方を決定しているところです。本件が対象事業として選定された理由としては、政府系の公益法人である財団法人防衛弘済会が継続受注しているということになります。

それでは、実施要項の概要につきまして、海上自衛隊及び防衛大学校の担当の方から御説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○宮重班長 防衛省海上幕僚監部衣糧班長の宮重が、海自硫黄島調理作業業務実施要項の概要について申し上げます。お手元の資料に基づいて申し上げます。

1 対象事業の内容及びその実施に当たり確保されるべき業務の質に関する事項としまして、（1）本業務の実施場所は、海上自衛隊硫黄島航空基地食堂であります。

（2）本業務の内容ですが、海上自衛隊の硫黄島航空基地を使用して硫黄島に常駐及び来島する人員に対して、安全かつ適温な食事を提供するほか、次の作業を行うものであり

ます。

- ア 輸送される食品食材の格納作業。
- イ 調理、配食、洗浄作業。
- ウ 残飯等及びゴミの処理。
- エ ボイル作業。
- オ 弁当作業。
- カ 清掃作業、整備作業及び環境整備であります。

(3) 確保される本業務の質に関する事項につきましては、次のとおりです。

- ア 指定された時間に食事を提供すること。時間遅延0回とします。
- イ 指定された食数を提供すること。食数不足0回とします。
- ウ 衛生的な食事及び喫食環境を提供すること。受託者の責めに帰する食品衛生事故を0回とします。

(4) 委託費の支払いについてです。ア 委託費の請求は、事業期間中、毎月末検査を行い、合格したとき請求できます。イ 委託費の支払いについては、請求書を受領した日から30日以内に海自の定める方法により支払います。

2 期間に関する事項につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの期間です。

3 入札参加資格に関する事項に関しては、次のとおりです。

(1) 調理師法に規定する調理師資格を有する者及び同等の技能を有する者を配置できること。

(2) 日本国籍を有する者を配置できること。

(3) 公共サービス改革法、予決令等の欠格事由に該当しないこと。

(4) 競争参加資格（全省庁統一資格）のA、B又はC等級の資格を有すること。

(5) 防衛省から指名停止等の措置を受けていないこと。

(6) 警察当局から暴力団員の関与する社として排除要請を受けていないこと。

(7) 実施要項の内容を提供できる体制が整っている者、或いは整えられていることを証明できる者であること。

(8) 共同体での入札において必要な協定書等の提出ができること。

(9) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

次のページをお願いいたします。

4 入札に参加する者の募集に関する事項であります。

(1) 入札に係るスケジュールについて申し上げます。このスケジュールにつきましては、お手元の資料、実施要項と一部そごがありまして、訂正させていただきながら申し上げます。

ア 入札公告につきましては、平成25年11月中旬から12月上旬に訂正いたします。

イ 入札（現場）説明につきましては、平成25年11月中旬から12月下旬に訂正いたしま

す。

ウ 質問受付期限は、記載のとおり、平成25年12月下旬とします。

エ 入札関係書類提出期限は、平成26年1月上旬に訂正いたします。

オ 競争参加資格の確認結果の通知につきましては、平成26年1月中旬に訂正いたします。

カ 入札・開札につきましては、平成26年1月下旬に訂正いたします。

キ 警察庁による暴力団排除条項の確認につきましては、同様に、平成26年1月下旬から2月中旬とします。

ク 落札業者の決定につきましては、平成26年2月下旬に訂正いたします。

ケ 契約の締結につきましては、平成26年4月上旬に訂正いたします。

次に、入札実施手続について申し上げます。

ア 入札説明会後の質問受付につきましては、入札公告に際して、入札実施要項の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明後書面により質問を行うことができます。

イ 提出書類。入札書、提案書を提出するものとします。

5 入札内容及び落札者を決定するための評価の基準その他の落札者に関する事項。

(1) 評価方法

ア 平成25年度に有効な競争契約の参加資格（全省庁統一資格）の写しその他入札説明書等により提出される入札関係書類により第3項に規定する入札参加資格を確認いたします。

イ 4番目にあります付紙に定める提案書評価基準に基づき提案書の評価を行い、1要件でも満たしていない場合は不合格とします。

(2) 落札者の決定方法

第3項に規定する入札資格を全て満たし、入札書に記載した金額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札予定者として決定します。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容が履行できないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最低の価格の次に低い価格をもって入札した者を落札予定者とすることがあります。

(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合。

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとします。

イ アによってもなお落札者となるべき者がいないときは、入札条件等を見直した後、再度入札を行います。

6 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項についてです。実施要項の16ページの別紙第3のとおりですが、経費、人員、施設、及び設備目的達

成度、実施方法、業務区分等について開示いたします。

7 受託業者に使用させることができる国有財産に関する事項についてです。給食業務に係る食堂の施設、設備及び一般宿舎並びに一般宿舎内の備品を無償使用することができます。ただし、従事者の故意又は過失により施設・設備等に損害を与えた場合は、受託業者負担で修理いたします。なお、業務に係る光熱水料は無償であります。

8 受託業者が対象公共サービスを実施する当たり、国の行政機関の長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置等受託業者が構すべき措置に関する事項について申し上げます。

受託者は、競争の導入による公共サービス改革に関する法律第6条の規定による責務を踏まえ、常時、業務の実施状況を把握し、仕様書に定める提出書類により報告します。また、受託者である民間業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の委託業務に従事している者又は従事していた者は、委託業務の実施に関して知り得た秘密を他人に漏らし、又は盗用してはなりません。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用があります。

9 本業務を実施するに当たり、第三者に損害を与えた場合における損害賠償に関して受託業者が負うべき責任に関する事項について申し上げます。

(1) 委託者が国家賠償法に基づき第三者に賠償を行ったときは、受託業者に対し、委託者が賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限り、第三者に支払った損害賠償額を求償することができます。

(2) 受託業者が民法に基づき第三者に賠償を行ったときで、当該損害の発生について委託者の責めに帰する理由が存するときは、受託業者は委託者に対し、第三者に支払った損害賠償額のうち自らの責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができます。

10 本業務の評価に関する事項は、実施要項（案）の12ページに示すとおりであり、平成28年3月までの状況を調査し、実施状況等の届け出をします。

11 その他対象となる公共サービスの実施に関し必要な事項につきましては、以下の(1)から(3)のとおりであり、細部につきましては実施要項（案）のとおりであります。

以上で海上自衛隊硫黄島給食の実施要項の概要について終わります。

○内藤室長 続いて防大の方。

○横枕課長 防衛大学校管理施設課長の横枕でございます。よろしく願いいたします。

それでは、防衛大学校本科学学生等の営内者に対します調理作業等業務委託の概要について、内容といたしましては海上自衛隊と類似でございますが、防衛大学校の特色を含めて説明させていただきたいと思っております。

防衛大学校は、将来の幹部自衛官となる人材を育成する教育機関として昭和27年に設置され、今日に至っております。教育内容につきましては、一般大学に準拠しまして、人文、

社会、理工学教育等のほか、防衛学、教育訓練等の課程を設け、幹部自衛官にふさわしい学力及び技能を育成しております。そのため防衛大学校は全寮制の大学校となっております。本科学生、一般大学の4年制に該当する部分でございますが、これが約1,900人、校内で起居しております。その他の一般大学での大学院生に相当する研究科学生や、校内居住の自衛官を含めまして約2,000人が校内で生活している状況でございます。

その食事の提供は、土日及び祝日も含め、年末年始休暇期間を除き、途切れることなく毎日行われており、1年間の総喫食数は約167万食に及びます。その調理の一部及び配食、食器洗浄等について部外委託を実施するものであります。

本業務の実施場所は、防衛大学校の学生食堂となります。本食堂は、先月8月に建てかえ完成した鉄筋コンクリート造2階建ての食堂となっております。学生が喫食する食堂は2階部分となっております。1階の厨房で調理を行い、エレベーターで2階の配膳室に運び、配食等作業を行っております。なお、当該給食業務における献立作成、栄養価の算定、食数の把握及び食材の調達等は、防衛省の給食に関する訓令等にのっとり、防衛大学校が実施することとなります。

では、本業務の内容でございますが、防衛大学校が作成する献立、調達する食材により、調理、配食、食器洗浄等を実施するものであり、担当業務の範囲は大きく分類して3つございまして、1つ目は、平日における朝食の調理等。2つ目は、配食、食器類の洗浄等。3つ目は、土日及び元旦を除く祝日の朝、昼、夕食の調理等となっております。土曜日につきましては、原則として前日にパン等を運搬食として配給していることから、該当しないこととしております。なお、防衛大学校には行政職Ⅱの調理員18名が在職する関係から、彼らに平日の昼、夕食の調理を担当させ、受託者の調理員との業務区分を明確にしております。

実施する業務内容細部につきましては、仕様書別紙1「調理等作業内容」、別紙2「配食等作業内容」、別紙3「清掃等作業内容」として記載しております。清掃等につきましては、食堂の衛生的環境を維持するため、食堂及び食堂内備品の清掃を毎日行うこととしております。

次に、確保されるべき本業務の質に関する事項としましては、衛生面に留意した食事を防衛大学校が指定した食事開始時間までに、指定された食数を提供することです。特に、本科学生の1日のスケジュールは分単位で組まれていることから、安全かつ確実な食事の提供が本業務の必須条件となっております。なお、受託業者への業務の引き継ぎに関しましてですが、26年度の受託業者に対しましては、厨房機器の取り扱い及び業務実施要領のほか、細部に及ぶ事項まで防衛大学校の調理員が責任を持って引き継ぎし、27年度以降は26年度受託業者が次年度受託予定者に引き継ぐことといたします。

また、委託費の支払い等につきましては、検査・監督の結果に基づき支払うものとして、支払い時期は受託業者に経済的負担をかけないよう、1カ月ごととしております。

次に、本業務の実施期間でございますが、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

の1年間としております。次回契約の平成27年度からは複数年契約といたしますが、その実施期間につきましては、平成26年度中に検討し、結論を得ることとしております。

次に、3 入札参加に関する事項についてであります。参加条件に調理師免許の保有又は同等の技能を有する者としております。これは、集団給食業務を行うに当たって、必須知識であります衛生管理に係る教育を受けている者を従事させるための条件として記載しております。

また、防衛大学校は防衛省という保全を重要視している組織の学校であることから、管理責任者及び従事者には日本国籍を有することとしております。

その他、入札参加資格につきましては、本業務の規模から、本来は役務の格付けB等級となるべきところでございますが、競争性を高めるため直近下位の資格であるC等級以上まで緩和するとともに、適法に企業活動を行っている事業者へ委託することが重要との考えから、労働保険等の適用を受け、かつ各保険料の滞納がないことを参加条件としております。

次に入札にかかるスケジュールですが、資料のとおり、本年11月中旬ごろに入札公告を行い、入札説明会、開札を行い、落札者の決定を来年2月中旬から2月下旬ごろに行う予定としております。なお、本業務は取り扱う器材が多く、入札参加業者に厨房、配膳室及び学生食堂等の施設をよく認識していただく必要があることから、入札説明会にあわせて現地説明会を予定しております。

また、入札については、本実施要項第4項(9)に規定する業務を提供できる態勢が整っている者、又はそれを証明できる者であることを証明するための資料として、提案書を提出していただき、提案書評価基準により、受託業者が本業務を実施するに当たり、最低限の要求要件を満たしているかを、いわゆる丸、バツにより判断いたします。本実施要項第2項、4項及び第9項に規定する各項目を満たす事業者であると認められた場合には、競争参加資格の確認結果の可否の通知を行い、その後入札の実施となります。本件は、最低価格落札方式にて落札者を決定させていただくこととしております。

次に、入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項につきまして説明させていただきます。25ページの別表第4に従来の実施に要した経費3カ年度分を記載してございます。平成24年度は従来よりも委託費が増額となっており、これは職員が1名退官したこと。それと、防衛大学校には9カ国からの留学生146名が在席しており、宗教上の理由から本科学生と同じ食材を使用できないため、別メニューによる留学生用の調理が必要となり、大きな負担となっておりました。調理従業員の増員を要したことにより、その増額分となっております。

また、実施に要した施設・設備及び備品、物品については、無償貸与としております。今後も従来どおり学生食堂の施設及び設備等の全てを受託業者の故意又は過失による損害の修復を除き、無償で使用させることといたします。

そのほか、実施要項9項の防衛大学校に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱う

ために必要な措置、その他対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のための契約により、受託業者が講ずべき措置に関する事項。

それと、実施要項10項の本業務を実施するに当たり、第三者に損害を与えた場合における損害賠償に関して、受託業者が負うべき責任に関する事項等につきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）のそれぞれにつきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。お願いします。

○古笛専門委員 防衛大学校の契約金額のことなのですが、今、24年が増えた理由については御説明いただいたのですが、25年が大幅に減った理由というのは何か特別なことがあったのでしょうか。

○防衛省 25年につきましては、先ほど話に出てきたのですが、食堂の建てかえによりまして、7月7日から8月12日の間、給食を中止した経緯がございます。この間につきましては、栄養担当官が自分で献立をつくりまして弁当業者に作製させることによって、学生に食事を提供したという形で、委託の食器洗浄員等についてはお休みになっておりますので、その分、経費が減っております。

○古笛専門委員 わかりました。

あと、ここ何年か複数応札という形なのですが、防衛弘済会以外に参加されている業者さんというのは、ある程度決まった業者さんが毎回トライされているような形なのでしょうか。新たな業者さんが参加されているという状況はございますでしょうか。

○防衛省 防衛弘済会につきましては、おっしゃるとおり毎回ですね。新規につきましては、例えば25年度で申しますと、それまでになかった富士食品商事という会社が新たに参入しております。それと、24年度につきましては、キョウワプロテックという株式会社、こちら23年度以前にはなかったのですが、新たに入札参加するような形になっております。

○古笛専門委員 ありがとうございます。

○稲生主査 このほか、いかがでしょうか。

○石村専門委員 資料D-1の入札状況なのですが、先ほど23から24年に上がったのは留学生の対応費用ということだったので、この費用の内訳は人件費がほとんどなのですか。

○横枕課長 留学生への対応というのもございますけれども、もう一つ言わせていただきましたように、職員が1名退職いたしまして、その補てんということもあって増額になったということでございます。

○石村専門委員 人件費がほとんどを占めるということなのですか。

○横枕課長 はい、おっしゃるとおりです。

○石村専門委員 内訳を示していただくことはできないですか。それは公表しているのですか。

○防衛省 委託調理員と食器洗浄員の総価契約になっておりますので、こちらが人数何人という契約ではございませんので、内訳については全くわからない状況でございます。

○石村専門委員 あと、防衛大学校は場所が横須賀に所在しているということで、応札業者が3、4、3という形なのですけれども、硫黄島というかなり離れたところであるために、応札者がなかなか増えない主な原因はそこにあるのでしょうか。

○宮重班長 応札者は、確かに今、2者程度しかおりません。多分、地理的に非常に厳しいところにありますので、そういうことで応札できないのかなと思います。

○石村専門委員 これは、対応策と言ったらおかしいのですけれども、入札者がもうちょっと増えるようなことはできないもののでしょうか。1者、2者で、しかも決まって弘済会ということだと、何かしらの検討の余地はあるのではないかと思ってしまうので、その辺、ちょっと考えて御検討いただけないかなと思うのです。

○防衛省 場所的な問題がかなり大きいと思います。防衛大学校も横須賀の観音崎といたしまして、かなり端の方にございます。例えば東京のこういった便利なところで業者さんを募集するのであれば、多くの業者が集まると思うのですけれども、朝食に関しては朝5時から仕込みとかを始めるわけですね。そうすると、まだバスも通っていない状況でして、そういう地域的に離れて、非常に言い方は悪いのですが、へんぴな場所にあることが入札業者が余り増えない原因の一つになっていると思っております。

○石村専門委員 ありがとうございます。それは、場所の地理的な要素で、いたし方ない。ということは、1者、2者ということは、もう1者は地元の同じ業者さんなのですか。

○防衛省 地元だけに限りません。埼玉の業者もあつたと記憶しております。それは、恐らくこちらに事業所があるかないかの話だと思います。会社は別に神奈川になくても、防大の近傍になくても、事業所みたいなものが例えば横須賀市内にあるといったことで、できるかできないかという一つの判断になっている。

○石村専門委員 最後に、どうしてもちょっと気になってしまうのが、入札参加資格というところで、現場に立つ方が日本国籍があればいいということで、例えば株主とか代表者は外国人でも構わないということなのですね。恐らく御存じじゃないかなと思うのですが、ほかの国も防衛施設の関連でこういうお仕事を民間に委託するときは、国籍要件は現場の方だけなののでしょうか。例えばドイツとかアメリカとか、行財政改革がされている国は同様のことをされていると思うのですけれどもね。

○横枕課長 私、建設工事を以前担当しておりまして、建設工事につきましてはWTO事案であれば、全国あるいは世界、どこからでも参加できることになってございます。お答えになっていないかもしれないのですけれども、会社は外国の企業でも、各駐屯地とか自衛隊に

入門できるかどうかというのがそれ以降の問題になりますので、契約者としての縛りはないという現状です。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○稲生主査 防衛大学校に関しては、一応3者ないし4者、過去3年間、応札の方がいらっしやっただので、競争が働いた結果、防衛弘済会が落札したのだらうと思います。それで、防衛弘済会という組織、詳細はともかくとしまして、横須賀にせよ、硫黄島にせよ、へんぴな場所ということでもありますので、例えば防衛弘済会の皆さんというのは横須賀に事務所があって、つまり基地のすぐそばにあるという理解でいいのでしょうか。つまり、ほかの事業者が価格で負けたということは、横浜にはあるかもしれないけれども、例えば横須賀には事業所がなくて、そうすると移動手段とか社宅を確保しなくちゃいけないので、その分のコストが乗って、最終的には弘済会に負けてしまったということだと思っております。

そうすると、弘済会というところは、例えば横須賀に事業所があるのでしょうか。そこに社宅などもあって、基地に大変便利なところに皆さんお住まいという理解なのでしょうか。余りプライベートな話は結構なのですが、一般的な話でも結構なのですが。

○横枕課長 本拠地としましては、横須賀にはございません。社員さんも横須賀にはお住まいじゃないと思います。ですから、現地に居住しておる人、近傍から通勤に便利な人を雇い入れて、それを回して請け負われているのだと思います。

○稲生主査 わかりました。

それから、硫黄島の場合、自衛隊の航空機しか当該への移動手段がないという話を聞いておるのですが、ちなみに週何便ぐらい、内地と言うのか、よくわかりませんが、移動できるのでしょうか。済みません、ぶしつけな質問で恐縮なのですが。

○防衛省 週4便です。

○稲生主査 そうすると、勤められている方は、希望すれば週4回無料で、例えば硫黄島とかまで飛ぶことができる。

○防衛省 さようです。内地側は、厚木基地と入間基地の2カ所しかございません。

○稲生主査 そこと硫黄島で行ったり来たりすることができるということですね。そうすると、防衛弘済会の方も、硫黄島に宿泊施設があるということではなくて、内地の方から飛んで何日か交代で行っているかもしれませんけれども、そんな人繰りをやっているわけですね。

○防衛省 防衛弘済会は、硫黄島基地内の宿舎で寝泊まりをしております。2カ月ぐらいのスパンで休暇に出て、そしてまた戻るというローテーションを今やっております。

○稲生主査 その宿舎が、もし仮に今度別の事業者が硫黄島の方を落札した場合に、入ることはできるのですか。

○防衛省 はい。

○稲生主査 わかりました。

もう一つ、これは両方の要項（案）に関係しているのですが、先ほど引き継ぎをなさる

というお話をされていまして。今回の場合は非常に重要な食料を供給しなくちゃいけないということもありますので、きっちりとした引き継ぎが重要なのだろうというのは理解できるのですが、初めて請け負うことが可能であった業者さんに対して、いつ引き継ぎをするのがよく見えなかったのですが、契約が4月になってからされますね。ですが、引き継ぎに関しては、落札業者が決定した後、つまり3月の段階でその作業を行っていただけという理解でよろしいでしょうか。

○宮重班長 はい。

○横枕課長 はい。

○稲生主査 わかりました。そこは説明会のときでもいいのかもしれませんが、引き継ぎが書けるのであれば。要するに、今回はかなり特殊な、食事といっても、創意工夫の余地がないくらいきっちり書かれたマニュアルがあると説明で伺っているものですから、引き継ぎの話というのは、積極的に参加を御希望される方に、皆さんに御紹介いただいた方がいいかなと、これは感想ですけれども、思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上でございます。このほか、先生方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○稲生主査 それでは、時間となりましたので、防衛省硫黄島及び防衛大学校の調理作業等委託業務の実施要項(案)についての審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、本実施要項(案)につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日、入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

防衛省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項(案)に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

本日はどうもありがとうございました。